

市庁舎移転に伴う喫煙禁止地区（みなとみらい21地区）の 指定区域拡大について

1 趣旨

市庁舎の移転に伴い、「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」に基づく喫煙禁止地区（みなとみらい21地区）の指定区域を拡大します。

2 拡大区域

新改札口が設置されるJR桜木町駅南側から、市庁舎の移転先である中区本町6丁目まで。



3 スケジュール（令和2年度）

- ・指定区域の告示（4月）
- ・違反者への過料適用開始（7月）

4 今後の周知

- ・広報よこはま4月号への掲載
- ・駅周辺・公共施設等へのポスター掲示
- ・交通広告、啓発物品の配布
- ・標識や路面標示の設置



標識



路面標示

<参考 横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例（抜粋）>

第9条 市長は、空き缶等及び吸い殻等の散乱を防止し、清潔できれいな街をつくることが特に必要と認められる地区を美化推進重点地区として指定することができる。

第11条の2 市長は、美化推進重点地区内において、たばこの吸い殻の散乱につながるとともに、市民等の身体及び財産に対し被害を及ぼすおそれのある屋外の公共の場所での喫煙を禁止する必要があると認められる地区を喫煙禁止地区として指定することができる。